ニュースいのち NO. 163

発行:いのちと健康を守る京都センター

〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都地階

T_{EL} (075) 803-2130, E-mail:ino-ken@topaz.ocn.ne.jp

2023年1月26日発行

* 今号は、河本一成理事長(京都民医連・あさくら診療所所長)と梶川憲副理事長(京都総評議長)の2023年 年頭にあたっての所感とこの間の情勢のポイントです。2023年、大軍拡・大増税と物価高騰から、労働者・ 国民のいのち・健康・くらしと日本の憲法と平和を守るたたかいをごいっしょに進めていきたいと思います。

2023年年頭に当たって

1 2023年にあたって 理事長 河本 一成(京都民医連・あさくら診療所所長)



2023年にあたって思いや抱負をのべたいと思います。

現在は、とても「新年あけましておめでとうございます。」とは言えないような情勢です。ロシアによるウクライナ侵攻が始まって1年が経とうとしている今、ロシアは核兵器の使用さえちらつかせています。本当に許せないことです。さらに許せないのは、大軍拡路線を突き進もうとしている日本政府です。マスコミも軍拡は仕方ないものとして、その財源をどうするか、という議論の報道ばかりです。反撃能力、敵基地反撃能力を持てば防衛力は強化されるのでしょうか?軍拡競争は戦争の危険をより大きくするだけで

す。実際に北朝鮮が挑発行為の言い訳としてこの日本の態度を利用しています。防衛力の根本的強化と 言うなら、憲法9条の完全実施が最も有効だと思います。

2022年12月のいの健京都センターの理事会で、「大軍拡とディーセントワーク」のテーマで顧問である西山勝夫先生の学習会を行いました。その時の資料で、西山先生は、軍需と民需のバリアーがますます曖昧になっている21世紀初頭、ますますその国際的意義が明らかになりつつある憲法9条を持つ日本から、働く者のいのちと健康を守る運動の担い手として、ディーセントワークの柱として平和的労働、平和なくして労働なし、ということを発信していくことが重要だ、と述べています。

2022年度は新型コロナ感染症においても、第7波という最大の感染拡大にみまわれました。高齢者施設でのクラスター発生は今も続いています。現在国が考えている5類への類下げが行われると、自己負担の発生によって、受診抑制が起こり、制御困難になると思われます。コロナの教訓として、全ての医療の自己負担をゼロにすることを考えるべきです。5兆円でできます。これは軍事費倍増のために必要な増加分にあたります。 軍拡の必要性を根本から否定し、医療や社会保障の充実を目指すためには何が必要か、2023年も皆さんとともに考え、行動し、社会に広めたいと思います。本年もよろしくお願いします。

2 梶川憲副理事長(京都総評議長);「23春闘で、物価上昇を超える大幅賃上げは待ったなし!」

四半世紀におよんで実質賃金が下がり続ける国、コロナ禍に物価高騰、働く者の暮らしはかつてない 窮地です。それは5人に1人が31円改善された968円の最賃の近傍で働くという京都の労働者にと っては、抜き差しならない状況です。

23春闘で、物価上昇を超える大幅賃上げは待ったなしです。

岸田首相は、年頭の記者会見で「物価を上回る賃上げを経済界に求める」と言い「この30年間、企業収益が伸びても期待されたほどに賃金は伸びず、想定されたトリクルダウンは起きなかった。私はこの問題に終止符を打ち、賃金が毎年、伸びる構造を作ります」と述べました。では政府は何をするのか。蓄積され続けてきた内部留保を社会に還元することです。私たちは、中小・小事業者への直接支援を求めます。ケア労働者や公務労働者へ、まともな処遇・賃金をつくることです。この間新聞報道にもありましたが、公務労働者の半数が非正規で年収200万円に及びません。ケア労働者は、一般労働者より10万も低い賃金水準を続けています。政府の処遇改善策は一桁ちがう低さで、再度処遇改善を求めます。非正規労働や女性労働者の差別的扱いをやめて、自立できる賃金へ引き上げる=最賃1500円への



再改定を諮問すべきです。経済対策と言うのなら、インボイスをやめ、消費税を減税すべきですし、暮ら しと言うのなら、年金改悪を止めることです。首相に言い放ちを許さないたたかいへ総決起する決意で す。

そんな時に、首相は「戦争をしかける国」とそのための大軍拡を打ち出しました。憲法違反そのもので、 大軍拡への税金投入を拒否します。

いまこそ、広がる「賃上げ」の声を、どの職場にも吹かせましょう。

地域から政府に賃上げの政治と大軍拡をやめろと声をあげましょう。

いまこそ、労働組合をつくり入って、一緒に賃上げをたたかいましょう。

私たち京都総評と地域の労働組合は、物価高騰を超える賃上げ要求を掲げ、攻勢的に春闘をたたかう 決意です。

働くもののいのちと健康をめぐるこの間の情勢のポイント

昨年12月の臨時国会 (\sim 12月10日) 終了後から通常国会開会 (1月23日 \sim) までの情勢のポイントをまとめてみました。

1 「安保3文書」・2023年度大軍拡予算案・日米首脳会談

12月16日、岸田内閣は、「安全保障」に関する3文書(=国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)を閣議決定した。「戦後のわが国の安全保障政策を実践面から大きく転換」する内容で、「防衛力の抜本的強化=反撃能力(敵基地攻撃能力)の保有、「GDP2%の予算水準、23年度から27年度における防衛力整備に43兆円確保」を宣言。

12月23日、岸田内閣は、**2023年度政府予算案**を閣議決定。軍事費は22年度比1兆4千億円増の6 兆8千億円、24年度以上の軍事費に充てる「防衛力強化基金」に3兆4千億円、合計10兆円を超える大軍 拡予算(他に軍事ローンである新規後年度負担も過去最大の7兆6千億円)。

1月11日、「2プラス2」(=安全保障協議委員会、日米の軍事・外交閣僚で構成)、1月13日、**日米首脳会談**を開催。バイデン米大統領は、防衛力を抜本的に強化する岸田首相の果敢なリーダーシップを称賛。両首脳は、日本の反撃能力やその他の能力の開発、効果的な運用について協力を強化するよう、閣僚に指示。

2 コロナの第8波感染拡大

12月以降の新型コロナ感染症の第8波の感染拡大で、「医療崩壊」が起こり、「救急搬送困難事案」が4週連続(12月19日~25日⇒1月9日~15日)で過去最多を更新した。死者は昨年11月以降1万7千人を超え累計死者数の3割を占めている。死者の9割以上が70歳以上の人。それにもかかわらず、1月20日、

岸田首相は、新型コロナウィルスの感染法上の位置づけについて、関係閣僚と協議し、今春段階的に「5類」 に引き下げる方針を決定。

3 物価の高騰

1月20日、総務省が発表した12月の全国消費者物価指数は前年同月比4.0%上昇した(生鮮食品を除く食料が7.4%、エネルギーが15.2%上昇)。上昇は16カ月連続、上昇率は1979~80年の第2次オイルショック以来41年ぶりの伸び。また1月6日、厚労省が発表した11月の毎勤統計によれば、実質賃金は前年比3.8%のマイナスで、消費税を8%に増税した2015年以来8年半ぶりの落ち込み。

4 23春闘を前にしての政労使の動き

- ① 岸田首相年頭記者会見(1月4日);「是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたい。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保することを目指す。実質賃金の上昇が当たり前となる社会、そうした力強い経済の実現を」
- ② 日本経団連・十倉会長年頭定例記者会見(1月10日);(1月17日に公表された「2023年版経営労働政策特別委員会報告(=経労委報告)」に触れて)「デフレからの脱却と人への投資の促進による『構造的な賃金引上げ』を目指した企業行動に転換する絶好の機会」、「今年の春季労使交渉では、物価動向をもっとも重視すべき考慮要素としながら、企業の社会的責任として、持続的な賃金引上げを会員企業等に広く働きかける」「働き手の約7割を雇用する中小企業に賃金引き上げのモメンタム(=方向性、勢い)を広げていく必要」
- ③ 連合・芳野会長「新年のご挨拶」(1月1日付);2023春季生活闘争の基本方針では、28年ぶりに賃金要求 指標を5%とした。この方針は、2014闘争から積み上げてきた「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組 みの上に、現下の情勢を総合的に勘案し組み立てたもの。
- ④ 全労連・国民春闘共闘委員会「23 国民春闘方針案」;(23国民春闘スローガン案)「たたかう労働組合のバージョンアップ〜低賃金と物価高から生活まもる大幅賃上げ・底上げを」、(賃上げに関わる4つの統一要求基準案) i.誰でもどこでも時給1500円以上、月22万5千円以上の産業・企業内賃金の実現、ii. 生活改善につながる「月額3万円以上、時間額190円以上、賃金の10%以上の引上げ」、iii.雇用形態や男女間格差の根絶、同一労働同一賃金・均等待遇の実現iv.「法定最低賃金を全国一律1500円以上」の実現

5 労働法制・労働運動

- ① 12月13日、厚労省は、「労働保険徴収法第12条3項(労災保険のメリット制)の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」の報告書を公表;メリット制適用事業主が、労働保険料認定決定の不服申立等において、「労災保険給付の支給要件非該当性」に関する主張をすることは「可能」としたが、その主張が認められたとしても労災保険給付決定は取り消さないとした。
- ② 12月16日、厚労省は、「2022年労働組合基礎調査の概況」を発表;労組員数は992万2千人で前年比8万6千人の減で、推定組織率は16.5%。女性労働者の組織率は12.5%で、パート労働者は8.5%。連合が3.9万人減の695.2万人で、全労連が2.2万人減の70.2万人(全労連は年金者組合などを含めて94.2万人と発表)
- ③ 12月27日、労政審の労働条件分科会は、「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について」 の報告書をまとめて公表した。焦点だった裁量労働制については、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡 大は見送られたが、専門業務型裁量労働制の対象業務に「銀行と証券会社で企業合併・買収(M&A)等

にかかわる考案・助言をする業務」を追加すること、専門業務型についても本人同意を必須とすることが 明記された。

6 社会保障

- ① 医療:12月15日、厚労省は、75歳以上の人の医療保険料を2014年度から引き上げる制度改定を公表。対象は75歳以上の人の約4割に当たる年収153万円超を超える人
- ② 介護:12月20日、厚労省の社会保障審議会・介護保険部会は、2024年度からの「介護保険制度の 見直しに関する意見」をとりまとめた。介護保険制度の改悪や負担増については、批判を受け、結論を先 送りした。i.2023年夏までに結論:利用料2割負担の対象拡大、一定所得のある65才以上の人の保 険料の引き上げ、ii.2023年度中に結論:老健施設などの多床室(相部屋)の有料化、iii.27年度改 訂までに結論:要介護1・2の生活援助等の保険給付外し、ケアプランの有料化、iv.期限を設けず先送 り:特養老人ホームなどに入る低所得者の食費・居住費の軽減等見直し、保険料納付年齢(現行40歳以 上)の引き下げと利用開始年齢(原則65歳以上)の引上げ
- ③ 年金:1月20日、厚労省は、「2023年度の公的年金額の改定」について、2022年度の賃金変動率を2.8%、物価変動率を2.5%と推計し、マクロ経済スライド▲0.6%(今年度分0.3%+繰り越し分0.3%)を発動させて、「賃金変動率が適用される67歳以下では2.2%、物価変動率が適用される68歳以上では1.9%」と物価上昇率に満たない改定とすると発表した。
- ④ 生活保護:12月21日、政府は、2023年10月からの生活扶助費の見直しについて、2年間は引き下げを行わないとした。これは、生活保護を利用していない低所得世帯の消費支出に合わせて生活扶助基準額を見直したところ減額となる部分を据え置くとするものだが、物価は政府見通しでも2022年度2.5%上昇となっており、据え置いた場合高齢者やひとり親世帯など多くの世帯で実質大幅減に。

7 原発回帰

2022年12月22日、政府は岸田首相を議長とする「GX(グリーン・トランスフォーメイション)実行会議」を開催;原発の新規建設の推進や60年を超える原発の運転を認めることを盛り込んだ基本方針を決定した。基本方針は意見公募をしたのち閣議決定される予定。

2023年いの健・ローアンの主な日程

2月

- 4日(土)メンタルサポート京都公開講座2022「コロナ禍のストレスと働く人のメンタルヘルス」 (午後1時30分~、ラボール京都4階第12会議室)
- 15日(水)京都総評2022年度第1回労安対策委員会(労安担当者会議)学習会「治療と仕事の両立 支援」(19:00~、ラボール京都4階第7会議室)
- 23日(土)京都職対連第40回定期総会(13:30)

3月

23日(木) 関西アスベスト京都第2次訴訟判決言渡し

5月

27日(土)第29回労働安全衛生学校

7月

8日 (土) Stop!ザ・働き過ぎ!働き方を見直す京都集会 (予定)